

議案第 19 号

和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例

和光市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第 4 条 給水装置を新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p style="text-align: center;">（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第 33 条（略）</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（過料）</p> <p>第 36 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第 4 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p style="text-align: center;">（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第 4 条 給水装置を新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p style="text-align: center;">（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第 33 条（略）</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（過料）</p> <p>第 36 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第 4 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4)（略）</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年2月22日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。